

## 第4章 県の施策展開の方向性

今後の県内建設産業を取り巻く環境は、産業間の人材確保競争の激化など、さらに厳しさを増すことから、建設産業が「人材への投資」を柱に成長し、若者にとって将来の夢や希望が持てる、新しい時代に選ばれる魅力あふれる産業となることを目指して、働き方改革等の処遇改善による担い手確保・育成対策の更なる強化を図るとともに、建設生産プロセスにおけるICT等の利活用による生産性の向上、地域に貢献する優良な建設業者の持続的な発展に重点的に取り組みます。

### 『 施策展開の基本方針 』

～「人材への投資」を柱に成長し、選ばれる産業へと発展～

#### ◀ 施策展開の方向性 ▶

##### ◇ 将来の建設産業を担う優れた人材の確保・育成

県民の安全・安心や地域の経済・雇用を支え、災害時には最前線で応急復旧作業を行うなど、地域社会の維持に必要不可欠な役割を担っている建設産業の将来にわたる担い手の確保のため、建設産業の魅力発信・担い手の育成等による若手・中堅世代の入職・定着促進と多様な担い手の確保に取り組みます。

##### ◇ 働き方改革と生産性の向上等による魅力ある産業の実現

産業間の人材確保競争がより厳しさを増していく中、優秀な人材に建設産業を選択してもらうためには、あらゆる観点で他産業よりも魅力的な仕事の間を提供していく必要があることから、長時間労働の是正や週休2日の確保など、建設産業における就労環境の改善を図り、新たな担い手を呼び込むための働き方改革を促進するとともに、建設生産プロセスにおけるICT等の利活用による生産性の向上を図り、限られた人的資源の有効活用と新3Kの魅力ある職場の実現を積極的に推進します。

##### ◇ 地域の守り手として県民の安全・安心を支える地域づくりへの貢献

地域インフラの整備・維持管理や災害対応など、「地域の守り手」である建設産業を将来にわたって維持し、地域に貢献する優良な建設業者が持続的に発展し、存続していけるよう取り組みます。

## 1 将来の建設産業を担う優れた人材の確保・育成

### (1) 担い手の確保

#### ① 建設産業の魅力発信

建設産業に対する3K（きつい・危険・汚い）というイメージを払拭し、建設現場で働く人々の「誇り・魅力・やりがい」を伝えていくためには、県民に対する幅広いPR活動が欠かせません。

このため、平成27年度から愛媛県建設産業団体連合会との共催により、中学生とその保護者等を対象に、工事現場見学と重機の操作体験を組み合わせた「建設産業の魅力体験イベント」を開催してきました。さらに令和元年度からは、建設産業の役割や魅力を発信する新聞「ひめ建新聞」を同連合会と共同で作成し、学校を通じて県内中学生に配布するほか、県内最大級の産業の祭典である「すごいもの博」へ若年者向けの職業体験ブースを同連合会と共同出展しており、引き続き、より多くの若年者に対してイメージアップと入職意欲の喚起を図る取組を実施していきます。

また、個々の建設業者の自主的な取組を促進するため、令和3・4年度の建設工事入札参加資格審査においては、新たに「えひめジョブチャレンジU-15事業」やインターンシップの受入・出前講座の実施など、担い手確保に積極的に取り組む事業者への加点措置を講じたところです。

今後も、更に幅広い年代に対して、建設産業の役割を周知し、イメージアップを図っていく必要があることから、SNSや動画等を活用した一般県民にも分かりやすい形でのPRに努めるほか、積極的に魅力向上に取り組む建設業者への支援なども検討します。

#### ② 建設産業の採用活動と就職促進

高齢者の大量離職を目前に控え、大規模災害への対応など、地域の安全・安心を支える建設産業の担い手の確保が急務となっていることから、令和2年度より、賃金や休暇の増加など従事者の処遇向上を行う建設業者を対象とした新規入職者確保のための求人活動等への取組に対する経費助成（「地域の守り手力強化事業」）を行っています。

建設業者が自助努力により建設業従事者の処遇向上を行い、積極的な求人活動を行うことで、新たな担い手を呼び込むとともに、在職者の離職対策にもつながり、担い手確保のための即効性のある効果的な対策と考えられるほか、本県建設産業の実態把握のために実施したアンケート調査においても、採用活動や企業PRに対する支援へのニーズが高かったことなどから、引き続き建設業者の採用活動等に対する取組を支援していきます。

### (2) 担い手の育成

建設産業は入職者の減少だけでなく、入職後3年以内の離職率も高いことから、建設業従事者の定着率向上のための支援や取組が必要となっています。

このため、県内の若手技術者の資格取得を支援することにより、技術者の育成と県内建設業者への定着を図ることを目的に、平成27年度から愛媛県土木施工管理技士会が実施する土木施工管理技術検定試験受験準備講習会の受講料に対する経費助成（「担い手育成事業」）を行っています。

この事業により、当講習会の受講者及び技術検定試験合格者数が増加しているほ

か、アンケート調査においても、資格取得支援へのニーズが高かったことなどから、引き続き資格取得に対する支援を実施していきます。

また、令和3年4月から、技術検定制度の見直しにより学科試験合格者に「技士補」の称号が付与されることとなっており、名称の付与によりキャリアステップをより階層化することで、資格取得への意識醸成やモチベーションの向上につながることを期待できることから、今後は、関係団体等からの意見も聞きながら、技術検定制度の見直しを踏まえたより幅広い資格に対する取得支援を行うことなども検討します。

### (3) 関係機関との連携等による取組

県の関係部局においては、経済労働部で、愛媛県職業能力開発協会と連携して、指導力のある熟練技能者をマイスターと認定・顕彰することにより、建設産業などにおける技能・技術の魅力や大切さを広く県民に知ってもらう取組を実施しているほか、産業技術専門校において職業訓練を実施するとともに、建設関係職種の技能検定受検指導を通じ、若手技能者の育成を支援しています。

さらに、教育委員会においては、工業科設置校で、地域企業の技術者等を講師とした「匠の技教室」や、最先端技術等に触れる体験型企業研修、インターンシップ、デュアルシステム、優れた技術力を有する企業への教職員の訪問など、企業とのマッチングに向けた様々な取組を行い、地域産業を担うことのできる工業技術者の育成を図っています。

また、県内の建設関係団体、行政機関、教育・職業訓練機関等の関係者が一体となって、県内建設業の担い手不足の実情に応じた総合的、効果的な取組を推進するため、平成27年6月に愛媛県建設業協会が県と連携しながら、関係機関に呼びかけを行い、「愛媛県建設業担い手確保・育成地域連携ネットワーク会議」が設立※され、県からは、土木部のほか、経済労働部、教育委員会も構成員として参画しており、ポータルサイト開設など、具体的な担い手確保・育成施策を展開しています。

さらに、県内市町、地元建設コンサルタント・建設業者等と連携し、「愛媛で働きませんか」をコンセプトに県内に就職する土木技術者の確保を目的として、令和3年1月に「えひめ建設業担い手確保協議会」を設立し、大卒者（U・Iターンを含む）等をメインターゲットとして、情報発信やインターンシップの実施など、採用する側・される側の双方に有益な場を提供できる取組を進めることとしています。

建設業の担い手確保・育成対策を実施するためには、建設関係団体、行政機関、教育・職業訓練機関等の関係機関との連携を図っていく必要があることから、今後とも、これらの関係機関等との連携を図るとともに、建設業者の意識改革にも努めるなど、県内の担い手不足の実情に応じた施策を展開していきます。

※令和元年度からは、ネットワーク会議の事業を同一の目的・目標を掲げ、会議の構成員が同一である愛媛県建設労働者人材確保等支援事業推進委員会に移行・承継するなどして、取組を継続しています。

### (4) 女性の活躍推進

人口減少が進む中においては、女性の潜在労働力の活用が不可欠であるとともに、建設産業においても、女性の生活に根ざした発想や危機管理能力等が求められてきていることから、女性が働きやすい環境の整備を促進していく必要があります。

国土交通省においては、平成26年8月に、今後5年間で女性を倍増させる目標を掲げ、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を策定し、女性技術者の登用を促すモデル工事を実施するほか、ホームページや広報誌による戦略的広報を行うなど、官民一体となった女性活躍への各種取組を推進しており、令和2年1月には、これまでの取組を総括するとともに、計画を見直し、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、就業継続を実現することを目的としつつ、「働きつづけられるための環境整備」を中心に新計画となる「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定したところです。

県では、女性や若年者の入職者増加による担い手の確保を促進するため、建設工事の入札参加資格審査において、若年者及び女性の雇用や子育て支援企業に係る加点評価を行っているほか、現場作業における負荷・疲労の軽減が可能な作業支援用ロボットスーツの導入支援（「地域の守り手力強化事業」）に加え、令和元年度からは現場で働く女性技術者等を取り上げ、建設産業の魅力をPRする新聞を県内中学生に配布するなど、イメージアップ等の取組も行っているところです。

しかし、県内では中小企業が多く、設備面や待遇面など環境整備が難しいという実情もあることから、女性が働きやすい職場環境の確保が課題となっています。

女性が働きやすい職場環境の確保は、女性のためだけではなく男性も含めた職員全体の働きやすさ、ひいては業界全体の活性化につながるという観点から、業界全体で男女共同参画を推進し、性別を問わず誰もが働きやすい環境を整えていく必要があります。

このため、県では、男女共同参画社会の実現を目指す愛媛県男女共同参画計画の理念、国の動向や他県の状況、また、県内建設業者の実情等を踏まえながら、多様で柔軟な働き方が選択できる職場環境の整備など、建設産業における女性の活躍推進に向けた施策を検討していくこととしています。

## （5）外国人材の活用

外国人材の受入れを拡大する改正出入国管理及び難民認定法が平成31年4月に施行され、新たな在留資格である「特定技能」が創設されました。建設分野においては、深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、建設産業の存続・発展を図ることが、必要不可欠であるとされています。

県内建設産業における外国人労働者の受入れについては増加傾向にあり、在留資格別にみると、そのほとんどが技能実習生となっています。今後、特定技能制度の普及により、技能実習生からの移行者等、外国人労働者はさらに増加していくことが想定されますが、アンケート調査においては、コミュニケーションへの懸念などから外国人材の受入れを検討していない業者が大半を占めていることから、個々の企業の経営判断を尊重するとともに、国や他県、業界団体等の動向を注視し、今後のニーズの高まりに応じて外国人材の円滑な受入れや、活躍できる環境整備及び職場定着を支援する施策を検討していくこととします。

## （6）円滑な事業承継

経営者の高齢化が進み、近い将来に後継者不足による廃業の増加が懸念される中、事業承継が円滑に実施される環境整備が必要とされていることから、国においては、

令和2年10月から施行された改正建設業法において、合併や事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に建設業許可を承継できる仕組みを構築したところです。

また、県の関係部局においては、経済労働部で、えひめ産業振興財団と協力して商工団体や金融機関等で構成する「愛媛県事業承継ネットワーク」を組織し、後継者未定企業への意識啓発や税制優遇等支援施策の浸透を図るセミナーを開催するとともに、承継を検討する企業の計画作成を支援する取組を行っています。

今後、施工能力のある中小建設企業が廃業する可能性がある中、これらの企業が有する技術力や人材を地域で有効に活用することにより、「地域の守り手」である建設業者の維持・確保を図っていくことが重要となることから、土木部に設置した建設産業再生支援インフォメーションセンターの相談窓口の活用をはじめ、関係機関と連携のうえ、個々の企業の実情等に応じた円滑な事業承継への支援を検討していくこととします。

## 2 働き方改革と生産性の向上等による魅力ある産業の実現

### (1) 建設業従事者の処遇改善

県では、建設産業における就労環境を改善することにより、担い手の確保を図るため、県発注工事においては、設計労務単価の引き上げ、入札参加資格や総合評価落札方式における若手技術者配置等への加点のほか、社会保険未加入業者の入札からの排除など、就労環境の改善を促進する取組を引き続き実施していきます。

また、令和6年4月から建設業においても時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、この適用猶予期間中における長時間労働削減に向けた個々の建設業者の自主的な取組が重要となります。このため、改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に向けて、関係機関や業界団体等とも連携した講習会の開催等を検討していくこととします。

さらに、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の理念を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保のための施策を実施していくため、国の取組や他の都道府県の事例、また新たに出てきた課題や関係機関が協力して取り組むべき事項等について更なる情報共有を図り、関係機関と連携して県計画の策定を進めていきます。

### (2) 適正な工期設定

働き方改革の推進等を目的とする新・担い手3法の趣旨を踏まえ、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定する環境を整えるため、週休2日の確保に取り組む工事の試行や早期発注、余裕工期の設定などに引き続き取り組みます。また、他の公共工事発注機関とも連携を図りながら、これらの取組の導入を働きかけるとともに、従来のような長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約が締結された場合は、発注者に対して適切に勧告を行うなど、適正な工期設定に向けより一層の取組強化に努めていきます。

### (3) 施工時期の平準化

公共工事は、予算成立後に入札契約手続きを行うことが一般的であり、第1四半

期は工事量が減少し、年度末に工期末が集中する傾向にあります。

このような工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量を平準化させることは、建設業者の経営の健全化や労働者の処遇改善などの効果のほか、担い手不足等による入札不調等の解消も期待できます。

このため、国の翌債制度を積極的に活用した適正な工期設定や、年度の区切りにとられることのない入札・公告を行うなど、4月、5月の端境期の切れ目のない発注に努めているほか、契約工期に建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間を含める余裕工期の設定などを実施しているところです。

なお、債務負担行為（ゼロ県債）の活用については、平成29年度にゼロ県債を設定し、施工時期の平準化に取り組んでいたところですが、平成30年度以降については、平成30年7月の西日本豪雨災害の復旧工事の完了を優先したことから設定を見送っているところであり、今後は、交付金事業におけるゼロ県債の設定も含めて、事業の執行状況に配慮しながら再度のゼロ県債の実施を検討していきます。

また、事業効果の早期発現が求められていることや県内景気や雇用の下支えなど地域経済の活性化につながることから、早期発注にも努めているところであり、他の公共工事発注機関とも連携を図りながら、これらの取組が一層進展するための働きかけを行うなど、引き続き、施工時期の平準化に努めていくこととしています。

#### **（４）適切な積算による適正利潤の確保**

公共工事を施工する建設業者が、建設業従事者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮とともに、適正な利潤の確保を可能とするためには、発注者が予定価格を適正に定めることが不可欠になります。

このため、県では、予定価格の設定に当たっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を反映した積算に努めているところであり、引き続き、適切な予定価格の設定に努めるとともに、契約後の物価変動や施工条件の変化等にも適切に対応していくこととしています。

#### **（５）建設キャリアアップシステムの普及促進**

建設キャリアアップシステムは、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げるなど、建設業の将来にわたる担い手の確保に資する新しい制度インフラとして、平成31年4月から本格運用が開始されたものですが、アンケート調査の結果では、システムへの理解が進んでいないことやメリットが感じられないとの声が寄せられるなど、県内での導入は一部の建設業者に留まっています。

このため、県では、システムの内容や期待される効果などについて、関係機関とも連携し、説明会を開催するなど、業界団体等を含め個々の企業の十分な理解促進を図っていくこととします。

さらに、CCUSが業界共通の制度インフラとして普及・浸透していくためには、元請事業者による個々の工事での現場登録及びカードリーダー設置等がなされ、技能労働者による日々のカードタッチが確実に進展することが必要であることから、国や他県の動向、業界団体の意見や県内におけるCCUSの普及状況を慎重に見極めつつ、令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向け、カード

リーダー設置やカードタッチ促進に積極的な取組を行う元請事業者に対する公共工事におけるインセンティブ措置の導入を検討していくこととします。

## **(6) 「i-Construction」の推進**

県では、建設業者自らが行うICT施工推進への取組に対し、必要な資金の一部を助成し、3D測量機器やソフト、マシンコントロールシステム等の導入支援（「地域の守り手力強化事業」）を行っているところであり、引き続き、建設業者の生産性向上に向けた積極的な取組に対する支援に努めていきます。

また、ICTの全面的な活用と県下全域への普及促進を図るため、令和元年度末に「愛媛県ICT活用工事実施要領」を策定し、令和2年度から、「発注者指定方式」のICTモデル工事に「受注者希望方式」を追加するとともに、ウェアラブルカメラを使用した遠隔臨場による監督業務の効率化等の企業の自主的な取組を促進しているところであり、今後は、その効果や課題を検証するとともに、関係団体等の意見も踏まえながら、モデル工事の工種拡大や受・発注者向けの講習会等による普及啓発、ICT人材の育成など、県内建設業者の実情等に応じた対応や支援を検討していくこととします。

なお、県では、「愛媛の未来づくりプラン～第3期アクションプログラム編～」において、「デジタルシフトへの迅速かつ的確な対処」を目標に掲げ、AIやIoT、ビッグデータなど、社会生活の利便性や産業の生産性向上等に重要な役割を果たすデジタル技術の積極的な活用を図り、その効果を最大限発揮する取組を戦略的に進めることとしており、さらに、5Gの本格運用も見据え、急激な進化を続けるデジタル技術を積極的に先取りし、ものづくり産業を中心にスマート化を推進するなど、地域課題の解決に向け様々な分野での効果的な活用を図り、愛媛のDXに取り組むこととしていることから、今後、働き方改革や魅力ある産業の実現への寄与など、建設産業における活用方策についても検討していきます。

## **(7) 施工の効率化に向けた取組**

県では、施工管理の適正化と工事書類の簡素化を図ることを目的とした土木工事共通仕様書等の改正及び土木工事施工管理マニュアルの策定など、業務の効率化と工事関係書類等の適正化に継続的に取り組んでいるところです。

さらに、工事現場における施工や書類作成の省力化を図るために、ICT技術を活用して効率的で質の高い建設生産システムを構築する「CIM」などの新しい設計、施工のあり方を検討するとともに、建設業者との的確かつ迅速な情報共有を徹底するため、三者会議の開催やワンデーレスポンスの適切な実施に努めることとしています。

## **(8) 産学官連携による専門人材の育成**

第3章2(4)で掲げる専門人材の育成について、地域の建設産業を通じた地方創生の視点を踏まえて、建設産業、大学及び行政の産学官連携により、取組を検討し、可能なものから実行していきます。



### 3 地域の守り手として県民の安全・安心を支える地域づくりへの貢献

#### (1) 地域力の強化

##### ① 地域に貢献する建設業者が存続できる環境整備

建設産業が将来にわたって地域の守り手としての役割を果たすためには、言うまでもなく、地域に貢献する建設業者が持続的に存続していくことが不可欠です。

このため、災害対応のための重機保有やボランティア、業界イメージアップなどに取り組んでいる地域の建設業者が、価格競争上不利な状況となり、経営を圧迫するような事態を招くことがないよう、県が実施している建設工事入札参加資格審査申請に係る等級別格付けや総合評価落札方式の評価項目においても、地域貢献活動等に対する加点評価を行っているところです。

入札・契約制度については、透明性の確保と公平・公正な競争の促進を図りつつ、その時々建設業を取り巻く情勢等を踏まえ、工事の品質が確保されることを前提に、地元の受注機会の確保にも配慮しながら、これまで制度改善に努めてきたところですが、更に一層の公平性や透明性の確保と競争性の向上や災害対応可能な建設業者の確保・減少防止を図るため、業者数に応じた格付け等級区分の見直し、大規模工事における県下全域での競争の促進、災害復旧工事における指名競争入札の対象拡大、直近上位等級の対象工事に入札参加できるチャレンジ枠の設定など入札・契約制度の抜本的改革を行い、令和3年度から適用することとしており、今後とも、地域に貢献する建設業者が活躍していくために、必要な入札・契約制度の改善等の環境整備に努めていきます。

また、投資的経費の大幅な減少に伴い、建設業者数及び建設機械の保有台数が減少する中、大規模災害時の復旧活動への備えが課題となっていることから、地元建設業者の災害対応能力の強化を図るため、令和元年度から、災害協定に基づく応急対策を実施する建設業者が新たに建設機械をリースする代金の一部を補助する事業（「災害対応建設機械保有支援事業」）を行っています。

今後も建設業者の大幅な増加は見込めない中、当該事業に加えて、等級別格付けや総合評価落札方式における加点評価や税制優遇等の国の既存施策との相乗効果により、建設業者が少しでも多くの建設機械を確保することで、地域防災力の強化と発災時の早期の復旧・復興体制の整備を図っていくこととします。

##### ② 建設産業再生支援インフォメーションセンターの運営

県では、建設業者からの経営に関する相談、活用可能な融資制度や支援施策に関する情報提供を行うため、「建設産業再生支援インフォメーションセンター」を土木部に設置し、運営しています。

本県の建設業者を取り巻く経営環境は引き続き予断を許さない状況であり、毎年度一定数の相談が寄せられていることから、引き続き、県庁内外の各種支援機関などと情報を共有し、各種の情報提供を幅広く行う相談窓口として建設業者からの相談に応じていきます。

○ 建設産業再生支援インフォメーションセンターホームページ：

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/5737/saiseishien/index.html>

##### ③ 地域の多様な主体との連携強化

働き方改革や生産性の向上に向けた取組を加速化していくためには、これまでの



経営発想や手法にとらわれない、新しい視点と挑戦意欲に立脚した経営者の意識改革が必要不可欠です。

さらに、人口減少社会が進展する中で、県民の安全・安心や地域の経済成長に貢献していくという建設産業が担う役割を将来にわたって続けていくためには、担い手不足や資材高騰など、目まぐるしく変化する経営環境に対応し、企業自らが、きめ細やかなコスト管理の徹底など財務体質を強化し、個々の企業の得意分野や経営資源を踏まえ、自らの将来を展望したうえで、労働者の良好な就労環境の確保を図りつつ、人材育成や設備投資などの確な経営方針を立てて健全な経営を実現していくことが求められています。

このような地域に貢献する優良な建設業者を育成・支援していくためには、国や地元市町はもとより、担い手の供給主体である教育機関、経営の支援主体である金融機関など、地域の多様な主体と、建設産業の必要性に係る認識を共有したうえで連携を図っていく必要があります。

このため、教育機関や金融機関など、地域の関係機関との情報共有等を図るとともに、第4章1(3)に掲げる組織などを活用した施策展開に努めていきます。

#### ④ 災害発生時の対応

県民の生命と財産を守るため、地域の建設業者は、災害発生時に最前線で活動することが期待されています。

このため、県や市町では、建設関係団体との間で協定を締結し、災害発生時に応急対応できる体制を整えるとともに、毎年、合同訓練パトロールを実施する等、日頃からの備えにも取り組んでいきます。

なお、平成30年の西日本豪雨災害の際には、建設関係団体との間で締結した協定を発動し、地域の建設業者に被災地の最前線で応急復旧に当たっていただいたところであり、この災害における対応を踏まえ、課題や問題点等の検証を行うとともに、協定の実効性を向上させるための検討を進め、必要な見直しを図っており、引き続き、建設関係団体と連携の上、災害応急対策の実施体制の強化に努めていきます。

また、災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる一方で、透明性、公平性の確保に努めることも必要となることから、県では、大規模災害に備え、発災時に早期の復旧に取りかかるための入札契約方式選定の基本的な考え方を予め共有することを目的として、地方自治体では全国初の取組として「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を策定し、平成30年7月1日から適用を開始しました。本ガイドラインは、西日本豪雨災害からの早期復興に向けて活用しているところであり、また、この災害における対応を踏まえ、必要な見直しを図っており、引き続き、入札契約方式選定等の透明性、公平性の確保に努めながら、災害復旧工事の早期発注等、応急対策の実施体制の強化に努めていきます。

さらに、県では、建設業者が被災しても速やかに業務を再開させる建設業BCP(事業継続計画)の策定を支援しています。令和2年4月時点で県内の242業者が既に策定を終えており、引き続き、建設業BCPを策定する業者の拡大を図っていきます。

○ 「えひめ建設業BCP等に関する各種お知らせ」ホームページ：

[https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp\\_index.html](https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/bcp/bcp_index.html)

## ⑤ 県民の暮らしを支える社会資本整備等の推進

安全・安心な地域づくりや地方創生に必要な社会資本整備、特に、県民の命を守るための防災・減災対策には、引き続き最優先で取り組んでいくこととし、国の交付金の活用など、予算の確保に努めていきます。

また、高度経済成長期に整備された多くの社会資本が老朽化していることから、今後は、既存施設の維持管理に加え、施設の延命化に向けた点検・更新などの役割も求められているため、建設関係団体、大学、国土交通省、市町及び県等の連携により開講されている、「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）養成講座」において、既存の社会資本のメンテナンスに係る高度な知識を持つ技術者の育成を支援していきます。

引き続き、県民の安全・安心な暮らしを支えていくため、限られた予算の中でも、効果的、効率的な社会資本整備等の推進に努めていきます。

## （２）社会的責任と役割

### ①不良・不適格業者の排除

暴力団関係事業者などの不良・不適格業者を放置することは、適正な受注競争や工事の品質確保の支障になるだけでなく、建設産業の健全な発展と発注者保護を阻害することにつながります。

このため、県では「愛媛県暴力団排除条例」に基づき、愛媛県警察と連携し建設業許可を行う際に暴力団関係者でないことの確認を行っているほか、県発注工事等への暴力団等の不当介入を阻止するため、県発注工事の入札にあたっては、暴力団関係事業者の入札参加資格を認めておらず、また、契約後に請負業者又はその役員等が暴力団等と関係があると明らかになった場合には、契約を解除することとしています。

また、請負業者や下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合の県への報告及び警察への届出を義務づけるとともに、下請等の工事関係者が多い大規模工事においては、請負業者に暴力団等排除組織の設置を求め、県、警察等関係者が参画して工事の円滑な実施を図っていきます。

建設産業が、県民から信頼される魅力ある産業となるため、引き続き、不良・不適格業者の排除を徹底していきます。

### ② 適正な元請・下請関係の構築

建設業の生産システムは、元請である総合工事業と下請である専門工事業とによる分業関係を基本として成り立っていますが、過度な重層下請構造は、下請契約の片務性や間接経費の増加等、不合理となることも指摘されています。

元請企業と下請企業は、対等な協力者としてそれぞれの役割と責任を明確にするとともに、関係法令等の遵守や就労環境の改善などに努める必要があることから、県発注工事に係る下請状況等の調査を目的とした立入検査の実施など、あらゆる機会を捉えて適正な元請・下請関係の確認と必要な指導に取り組みます。

○ 国土交通省「建設業法令遵守ガイドライン」ホームページ：

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

### ③ コーポレートガバナンス・コンプライアンス体制の確立

県内では、依然として、建設業法等関係法令に係る違反や労働災害等が発生しており、必ずしも建設産業に対する県民の信頼が十分に得られているとは言えない状況にあります。建設産業が魅力あふれる産業となり、将来にわたって担い手を確保していくためには、個々の業者が、コーポレートガバナンス（企業統治）・コンプライアンス（法令遵守）体制を確立するとともに、建設産業に携わる全ての人々が自覚を持って、法令遵守はもとより、建設業者に求められる社会的責任を果たしていく必要があります。

このため、県では、建設業法や労働安全衛生法など関係法令の遵守に関する「建設業法令遵守ガイドライン」などを活用した指導の徹底や、労働基準監督署等関係機関と連携したパトロールの実施などに取り組むほか、不正行為や労働災害事故を発生させた建設業者に対しては、法令に基づく監督処分や入札参加資格停止措置を実施するとともに、「建設工事紛争審査会」や建設業に係る法令違反の通報窓口である「駆け込みホットライン」の活用も呼びかけるなど、引き続き、建設産業が社会的責任と役割を果たすための取組に努めていきます。